



# 2018年5月21日 第131号 北九州労健連ニュース

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13 シェルム天神 1F

北九州労働者  
の健康問題連  
絡会議 発行

<http://rokenren.com/>



3月9日から11日にかけて、北九州労健連は韓国の労働運動や安全衛生活動、福祉制度などを学び日韓の民主団体の交流を深める「韓国フィールドワーク」を行い、代表団として4団体より7人が参加しました。

## 韓国フィールドワーク特集(1)

### 全国公共運輸労働組合 仁川空港地域支部

まず、福岡空港を出航し、韓国の仁川国際空港に到着。この空港の下請け事業所で働く非正規労働者が組織する全国公共運輸労働組合仁川空港地域支部の事務所を訪問しました。

役員3人より快く迎えていただき、まずは北九州からのお土産として、くろがね羊羹とねじチョコを手渡し、和やかに意見交換を行いました。

はじめに労組役員よりこれまでの活動の紹介をしていただき意見交換を行いました。

2001年に開港された当時から空港の保安や施設整備、サービス部門について公共事業の委託化(下請け)が行われ、2008年頃から下請けで働く労働者へ働きかけ労働者の集まりをつくり、2009年より本格的に産別労働組合の組織化を行

い、幹部の献身的な活動が実を結び、組織拡大で4,000人の組織となりました。

広告やSNSを活用して拡大運動を進めており、労働実態アンケートの継続から下請け事業所20社への団体交渉に対応しています。これらの活動が評価され、労働組合の模範組織として表彰もされています。(宣伝グッズの扇子をいただきました!)

空港で働く労働者の84%超が非正規労働者となり、第2ターミナルが開港すれば1万人に迫ります。ムン・ジェイン大統領は公共部門の常時業務における間接雇用非正

規職を正規職に切り替えると公約しており、現在、委員会が設置され保安部門の雇用化と賃金と社会保障の向上を確約しているとのことです。

意見交換の中で、労組役員の方より、「賃金格差の影響が社会を支えられないレベルにまで達してキャンドルアクションを起こし政権交代を勝ち取った」と語られ、これまでの政権が進めてきた成果主義による賃金格差と超長時間労働



への怒りが背景にあると強調しました。

委託金額の積算で人件費を物件費としている点や賃金格差拡大や長時間労働など、日本とも共通する問題が多く、また下請け事業者は

れも数人の労働者を抱える零細事業所が現場労働を行っている点では、建設業における労働実態とも類似していました。

2013年以降には福利厚生充実への力を入れており、非正規労働者への健康診断補助を引き出しており、安全衛生活動はこれからの課題とのことで、日本における働くルールの確立の課題と同じく、これまで機能していなかった法規制による労働条件や社会保障の確保も重要であることが意見交換の中で共通の認識となりました。

政治を変えたという労働者の団結が社会へ与える力の大きさを感じたとともに、たたかう労働組合なしでは労働者の権利は守られないということを実感した意見交換となりました。

(福建労北九州支部・平安将隆記)

## ソウル労働権益センター 感情労働保護チーム



まず、ソウル権益センターはソウル市条例により2015年に設立され、地域の脆弱階層労働者（非正規労働者や、青年層）の権益保護のための事業を行っています。具体的な内容としては、労働相談、労働教育、政策研究、各種キャンペーン、地域連帯活動などです。また、ソウル市はサービス業の割合が71%（全国平均56%）と他地域に比べて高くなっています。

韓国では「お客さまは王様だ」といわれていてサービス業で働く労働者は、日本と同様に自分の感情を押し殺して働かなければならないため、心身の負担が大きく、退職や自死

に追い込まれるケースも少なくないということです。そこで、2016年にソウル市感情労働従事者権利保護等による条例が制定され、2017年からは感情労働保護センター立ち上げに向けてのチームを結成し、サービス業で働く労働者の保護に向けて取り組みを進めているようです。現在は医療従事者や、サービス業で働く労働者を対象にアンケート等に取り組み、その他にも心理カウンセラーによる相談活動、広報活動を行っていました。

### 懇談を終えての感想

今回の交流を行い、まず自治体として労働者保護のための機関が設置されていることについて素直に羨ましく、日本はこの点において遅れていると感じました。しかし、設置に至るまでの歴史や経緯などの説明を受けると韓国の労働者はとても弱い立場にいて、リストラや過労死など厳しい状況であることを知りました。医療従事者のアンケートからも日本と同様に慢性的な人員不足、ハラスメントの横行など似た点が多くありました。しかし、自治体が労働相談や、就労前からの労働教育を積極的に行っていることなど、今後に希望を見出すことのできる話題もあり、日本で働く労働者として学ぶべきことが多くあった懇談会となりました。

また全体を通して、「働くこと」と「政治」が本当に大きく関与しているのだということ



を韓国の政権交代を受けて改めて感じたフィールドワークとなりました。

【北九州労健連 幹事 門岡瞬】

## 働き方 65%以上に法令違反！

厚生労働省が平成 29 年度の「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果の 4 月 23 日公表しました。これは、私たちの運動で 28 年度から始ったものです。

過労死防止のために、2014 年、通常国会で、過労死等防止対策推進法が議員立法で成立し、同年 11 月 1 日施行された。これは、過労死で愛する夫、妻、子供、親などを失った過労死遺家族の「二度と過労死を出してはいけない」とする想いで始まった「過労死防止基本法制定実行委員会」の署名活動や超党派の議員への働きかけで、議員立法で成立しました。

この法律では、過労死等を防止するための対策として、①調査研究 ②啓発 ③相談体制の整備等 ④民間団体の活動支援が掲げられています。毎年 11 月を啓蒙月間と位置づけ、各地で過労死シンポが取り組まれています。施行時は厚労省主催で東京で開催され、いの健全国センターに加盟している各地方センター主催で 6 カ所でシンポを開催しましたが、去年は 47 都道府県全てでシンポが開催されました。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災申請のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる 7,635 事業場に対して集中的に実施したものです。

調査の結果、5,029 事業場で法令違反がありました。(65.9%) 違法な時間外労働があった事業場は 2,848 事業場 (37.3%)。80 時間を超える時間外は 1,694 事業場あり (59.5%)

うち、80 時間～100 時間以下 592 事業場

100 時間～150 時間以下 880 事業場

150 時間～200 時間以下 177 事業場

200 時間を超える 45 事業場 でした。

賃金不払残業は 536 事業場でした。

過重労働による健康障害防止措置が不十分なために改善指導をした事業場 5,504

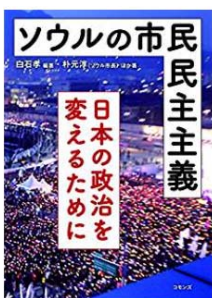
時間外、休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導した事業場 3,075

労働時間の把握が不適切なため指導した事業場 1,232

## ソウルの市民民主主義

—日本の政治を変えるために—

2011 年 10 月 26 日、ソウル市市長選挙 野党統一候補 朴(パク)・ウォンスン氏(弁護士で社会運動家)当選 …2012 年秋、ソウル市が数千人の非正規職を正規職に転換した上に「給料表」の適用や福利厚生手当迄支給しました。



本書のねらいは、現在の日本社会の閉塞状況を打開するために、社会運動の視点に立ってソウル市の政策や学ぶべきことは何なのかを問うということです。首都の市長選挙は、公立小・中学校の給食について所得制限付き無償

化か完全無償化かを争ってたたかわれ、朴氏が勝利しました。朴氏の公約は、選挙対策本部に集まった各分野の専門家や市民社会団体、支援団体などからなる製作チームが積み上げ方式でつくられ、3 大公約は、①小・中学校給食の完全無償化②ソウル市立大学の授業料半減③公共部門で率先して非正規労働者を正規職化する。5 大市政目標①堂々と享受する福祉②共に良く暮らす経済③共に想像する文化④安全で持続可能な都市⑤市民が主体となる市政。この公約は次々と実現されることとなります。そして、あの大統領選挙にいたるキャンドル市民革命を支えたのは、このソウル市政でした。ご一読を

# 青年の働くルールと健康／労働問題に調査活動はどう向き合うのか

—九州セミナー事前学習会—

5月12日(土)14時から福岡市の「ちどりビル」において九州セミナー事前学習会が開催されました。北海学園大学川村教授の「青年の働くルールと健康／労働問題に調査活動はどう向き合う」という講演に



北海学園大学川村教授

引き続き、福岡の厳しい労働実態についてリレートークでの報告がありました。

初めに開会あいさつで、船越実行委員長から九州セミナーの成り立ちから、今回のセミナーのコンセプトについて報告があり、これから福岡の働く人の現状を様々な視点で評価をして、当日のセミナーで発表して交流して、解決の道筋を皆さん方と一緒に考えたいと話されました。川村教授については、専門は労働経済学で、交通・建設・福祉・公務・非正規・若者労働などの領域で実証的な研究に従事する、フィールドにでて労働者と一緒に研究する研究者と紹介されました。

川村講演では、

「電通の高橋まつりさんの事件や、すき屋においてワンオペの時に家にも帰れないとかトイレにも行けない、一日中働いている。そういう飲食店の厳しい働き方、働かされ方が話題になった。結果としてとても働けないとすき屋が店舗閉鎖をかなりした時期もあった。郵便局員はノルマで年賀はがきを買わされる。それぞれの業種で厳しい働き方を聞く。人間関係が厳しい職場では、うつになって転職してしまったという話もよく聞く。失業率が下がって有効求人倍率が上がって、雇用の量は改善されている。雇用の質を私たちはまだまだ実態を調べて問題を提

起していかなければいけない」と調査の必要性を提起されました。ご本人の出発点は大学卒業論文でトラックの長時間労働、過重労働に関心があって、20年前トラックの助手席に乗って北海道から東京の築地市場迄行ったということでした。「調査の方法。分析の枠組みとか何を調べたらその人の仕事の大変さが分かるのかということ」をきちんと持ったうえで現場に入ってほしい。産業衛生学会とか労働科学研究所というところの研究が手法を私たちに教えてくれます」「現場に出るだけではだめ。なぜ厳しい労働実態なのかを構造的な部分を調査すると政治経済に関わってくる。学生の皆さんにぜひ強調して言いたい。現場に出ることはすごく大事なことだが、なぜそういう労働実態なのかキチンととらえる。そういう視点が必要」と調査活動の視点について熱く語られました。



リレートークでは、学生アルバイトの問題、ソーシャルワーカーからの事例報告、労働現場からの報告、弁護士の事例報告がありました。

閉会あいさつでは、梶原弁護士が「私たちが学んだことは、日本の労働現場の実態を調査して、現実を出来るだけ正確に把握することが重要だと改めて認識することが出来た」「今日の事前学習会が11月の九州セミナーの成功に着実につながるという実感を得た」と締めくくられました。